

受付番号：2018-1-730

課題名：扁桃病巣感染症と IgA 腎症の発症に関連するメカニズムの解析

1. 研究の対象

2012年4月～2014年3月に JCHO 仙台病院耳鼻科にて摘出された IgA 腎症患者ならびに慢性扁桃炎の扁桃組織。東北大学大学院医学系研究科倫理委員会で承認された別課題（受付番号：2016-1-594）の参加者が対象。

2. 研究期間

西暦2016年2月（倫理委員会承認後）～ 西暦2020年3月

3. 研究目的

扁桃病巣疾患は IgA 腎症の発症に関与すると言われている。しかし扁桃の病理学的、免疫学的な異常と腎を含めた標的臓器との関連性は明らかではない。そこで、扁桃組織やリンパ球における種々の分子の発現を検討し、IgA 腎症発症との関連を解明することを目的とする。

4. 研究方法

扁桃組織における分子の発現を酵素抗体法、RT-PCR 法、ウェスタンブロット法など分子生物学的手法を用いて検討し、それらの発現異常が患者の臨床像に及ぼす影響について検討する。対照群として非病巣扁桃（反復性扁桃炎、扁桃肥大）を用いる。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、治療歴 等

試料：手術で摘出した扁桃組織等

6. 外部への試料・情報の提供

提供：三重大学腫瘍病理学

データセンターへのデータの提供は、個人を特定できないよう匿名化された状態で行う。対応表は、城謙輔が保管・管理します。

7. 研究組織

城 謙輔 東京慈恵会医科大学病理学講座 客員教授

小塚佑司 三重大学大学院医学系研究科病態解明学講座 腫瘍病理学 教授

堀田 修	堀田 修クリニック	院長
片山 鑑	三重大学医学部附属病院腎臓内科	助教
齊藤 成	藤田保健衛生大学 医学部 解剖学講座 II	講師
松尾 浩司	鈴鹿回生病院 腎臓内科	医長

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

笹野公伸 東北大学大学院医学系研究科 病理診断学分野
連絡先 022-717-8050 (内線 8050)

石川英二 三重大学医学部附属病院 血液浄化療法部・腎臓内科
石永 一 三重大学医学部附属病院 耳鼻咽喉・頭頸部外科
連絡先 059-232-1111 (内線 5294 (腎臓内科)、6440 (耳鼻咽喉科))

研究責任者：

笹野公伸 東北大学大学院医学系研究科 病理診断学分野
連絡先 022-717-8050 (内線 8050)

研究代表者：

笹野公伸 東北大学大学院医学系研究科 病理診断学分野
連絡先 022-717-8050 (内線 8050)

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合